

# 開示等の在り方について (事務局案)

# 1. 開示等の在り方について

## 基本的な考え方

### ● 現行法における開示等の求めについて

現行法は、本人が、自身の個人情報について事業者に対して、次のとおり開示等を求めることができるとする。

- ・ 開示（法25条）
- ・ 訂正等（追加又は削除を含む。）（法26条）
- ・ 利用停止等（消去又は提供の停止を含む。）（法27条）

個人情報取扱事業者は、業務に特段の支障がある場合等を除き、上記の本人の求めに応じる義務がある。

また、事業者が本人の求めに応じない場合、主務大臣による執行等及び罰則が課される（行政規制）。

→ 事業者の義務と主務大臣による執行等により、個人情報の適正な取扱いが担保されている。

### ● 課題と対応に当たっての考え方

- ✓ 情報流通、利活用が盛んとなる中、①不正確な情報をもとに不利益な取扱いを受ける不安や、②本人の意図しない個人情報の利用がされる不安、③瞬時に広範に渡り膨大な量の情報が拡散してしまう不安、等が増加。

→ ・ 適時かつ迅速に開示等が行われる必要性。（行政規制(勧告・命令等)では迅速な解決が困難な面が存在）  
・ 一方で、行政の関与がなく、本人の対応だけに委ねることに限界。

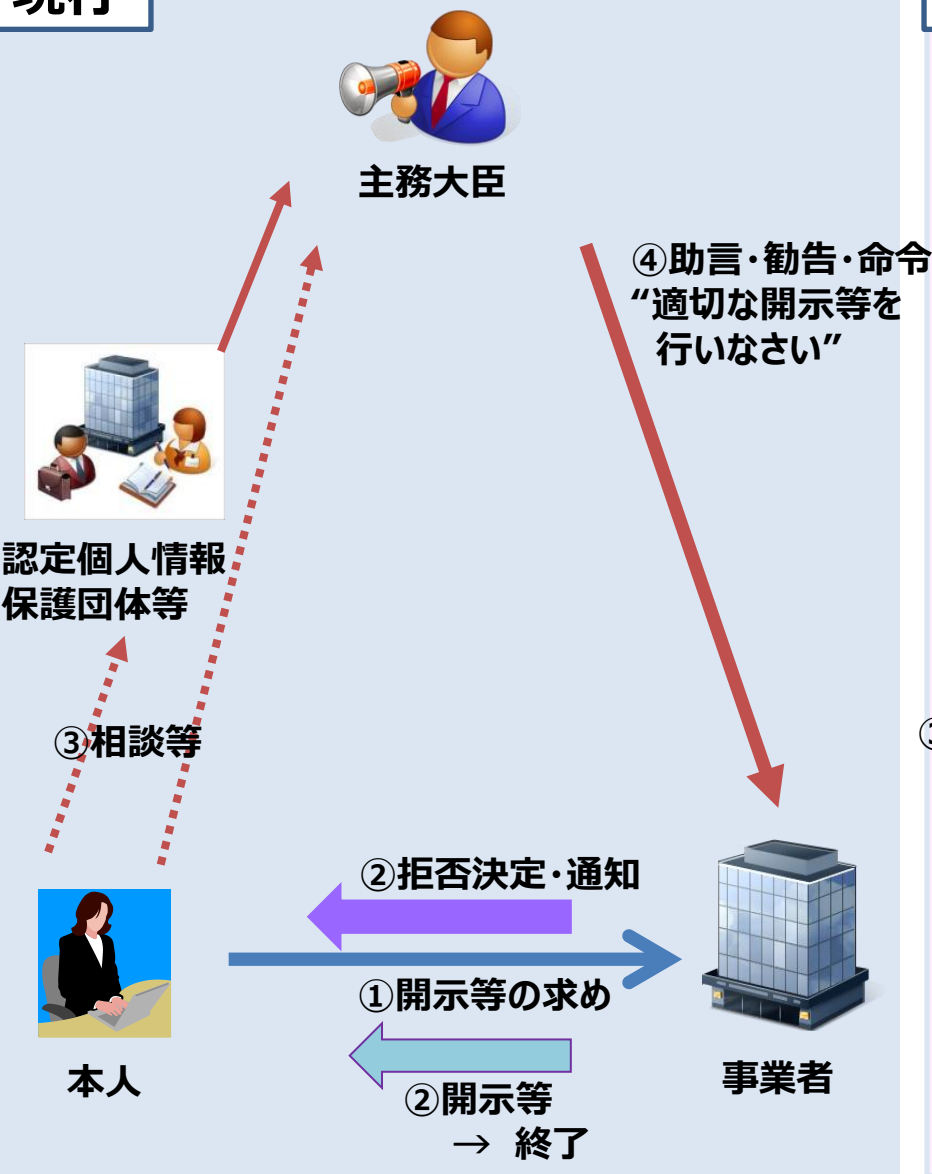
- ✓ 情報の開示、訂正等個別事案の解決をなすうるかとの不安を制度的に解消することは、情報流通、利活用の環境を整え、また諸外国から日本企業がデータを取得し、新たなビジネス振興に寄与する。

### ● 今回の対応方針

個人を取り巻く情報の流通・利活用実態等の状況の下、適時・適切に個人の権利利益が保全されるよう、**現行法における行政規制を補完するため、これ（法第25条から第30条）に加え、新たに「開示」、「訂正等」、「利用停止等」について、本人による民事上の請求権を規定**することとしてはどうか。

- ✓ 行政規制との関係
  - ・ 第三者機関の整備により行政規制の実効性を高める措置と併せて実施する。
- ✓ 事業者への配慮
  - ・ 請求が認められる要件については、本人の権利利益保護と事業者の負担とのバランスを図る。
  - ・ 和解による迅速・柔軟な解決、訴訟における終局判断による解決等、紛争処理の手段の選択が可能に。

## 現行



## 改正後



※和解(民695,696、民訴89,267,275)による迅速かつ柔軟な解決も可能。

## 2. 開示、訂正等、利用停止等の各規定について

- ◆ 次の（１）～（３）記載の各請求が認められる要件は、本人の権利利益保護と事業者の負担とのバランスを図る観点より妥当か？

※ 各請求の要件については、現行法「本人の求め」における義務を基として、これを整理したものである。

### （１）開示について

#### ● 開示請求規定の新設

- ◆ 本人に、当該本人が識別される保有個人データの開示請求権を定める。

##### ✓ 個人情報取扱事業者が開示しなくても良い場合

- ・ 他の法令の規定により特別の手續が定められている場合
- ・ 開示することで次の影響が生じる場合（当該保有個人データの一部がこれに該当する場合は、該当する部分のみ拒みうる。）
  - ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ・ 本人が当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ・ 他の法令に違反することとなる場合
- ・ 当該保有個人データが、取得の時より一定の政令で定める期間内に消去するものである場合
- ・ 本人が相当の費用を負担せず請求を行った場合

### （２）訂正等について

#### ● 訂正等請求規定の新設

- ◆ 本人に、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でない場合、これの内容を訂正、追加又は削除する請求権を定める。

##### ✓ 個人情報取扱事業者が訂正、追加又は削除しなくても良い場合

- ・ 他の法令の規定により特別の手續が定められている場合
- ・ 当該保有個人データが、取得の時より一定の政令で定める期間内に消去するものである場合
- ・ 訂正等により、当該保有個人データの利用目的の達成に支障を生じる場合

### (3) 利用停止等について

#### ● 利用停止等請求規定の新設

- ◆ 本人に、当該本人が識別される保有個人データが、①利用目的を超えて当該データが利用されている場合（法16条違反）、②当該データが偽りその他不正の手段により取得された場合（法17条違反）に、当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求する権利を定める。
  - ✓ 個人情報取扱事業者が利用の停止又は消去しなくても良い場合
    - ・ 利用の停止又は消去に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合で、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合
    - ・ 当該保有個人データが、取得の時より一定の政令で定める期間内に消去するものである場合
  
- ◆ 本人に、当該本人が識別される保有個人データが、本人の同意なく第三者に提供されている場合（法23条に違反（同条の例外規定にあたる場合を除く））には、当該保有個人データの第三者への提供を停止する請求権を定める。
  - ✓ 個人情報取扱事業者が第三者への提供の停止をしなくても良い場合
    - ・ 第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者の提供を停止することが困難な場合で、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置をとった場合
    - ・ 当該保有個人データが、取得の時より一定の政令で定める期間内に消去するものである場合

## (1) 手続等について

### ● 開示等の請求に応じる手続（現行法29条に相当）

- ◆ 各請求に関し、本人が個人情報取扱事業者に直接請求をする場合は、その求めを受け付ける方法が定められている場合には、これに配慮することを規定してはどうか。
- ◆ 本人は、対象となる保有個人データを各請求に応じて特定する必要があるが、当事者間の情報格差に配慮した措置を規定してはどうか。

## (2) その他

### ● 開示等の請求対象について

- ◆ 開示等各請求は「保有個人データ」を対象とし、「（仮称）準個人情報」、「（仮称）準個人データ」及び「（仮称）個人特定性低減データ」については対象としないこととしてはどうか。

### ● 行政規制（法25条～27条）との調整について

- ◆ 本人の求めの規定を併せて見直すことがありうる。
  - ・ 当該保有個人データが、取得の時より一定の政令で定める期間内に消去するものである場合